

第72回税理士試験【第一問】

【第一問】 — 50 点 —

問 1 次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関して、「特定課税仕入れ」の意義、「特定課税仕入れに係る対価の返還等」の意義及び「特定課税仕入れに係る支払対価の額」の意義を述べた上で、当該消費税額の控除に係る内容と要件を述べなさい。また、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除で、相続、合併又は分割があった場合の取扱いについて述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令に定める事項について触れる必要はない。
- (2) 消費税法上の「価格の表示」について、義務付けられる対象者、対象となる取引及び対象から除かれている取引に触れながらその内容を述べ、それを踏まえて次のイ～ニの価格が、当該「価格の表示」の対象となるかどうかを答えなさい。なお、解答に当たって、価格の具体的な表示例に触れる必要はない。
 - イ スーパーマーケットのチラシに表示する価格
 - ロ 卸売業者が小売店向けに作成した業務用商品カタログに表示する価格
 - ハ 見積書に表示する価格
 - ニ 口頭で伝える価格

問 2 日本国内に本店を有する株式会社 A（以下「A 社」という。）の次の(1)～(5)の取引に関する消費税法令上の適用関係について、その理由を示して簡潔に答えなさい。

- (1) A 社は、日本国内に本店を有する株式会社 B（以下「B 社」という。）のインドネシア共和国に所在する工場から商品を仕入れ、これを日本国内に持ち込まないで、直接マレーシアの発注者である外国法人 C に納品している。なお、この取引については、A 社の本店で仕入れ・売上げを計上しており、また、A 社と B 社との間の売買は、国内において、B 社の本店から託送中の商品に係る船荷証券の譲渡を受けて、商品代金を支払っている。
- (2) A 社が製造する部品 a の特許権は、アメリカ合衆国及びフランス共和国の二国のみで登録されている。A 社は、アメリカ合衆国の外国法人 D に対し、同国で登録された特許権を譲渡し、その対価を収受した。
- (3) A 社は、A 社の出資先である外国法人 E（以下「E 社」という。）の株式を国内に本店を有する株式会社 F に譲渡し、その対価を収受した。なお、E 社は株券を発行していないため A 社はその株券を有しておらず、また、E 社の株式については振替機関等が取り扱うものではない。
- (4) A 社は、シンガポール共和国の外国法人 G（以下「G 社」という。）に対して現地通貨で金銭を貸し付けている。A 社は、貸付金に係る利息を G 社から収受し、A 社の本店で受取利息として計上している。
- (5) A 社は、アメリカ合衆国に本店を有し書籍の販売業を営む外国法人 H（以下「H 社」という。）から、インターネットを介して事業者向けの専門誌(電子書籍)の配信を受け購入した。なお、H 社はこれまで、日本の税務に係る申請手続を行ったことはない。

TAC・実力完成答練第 3 回【第一問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税 22)

消実完答③

【第一問】 — 50 点 —

問 1 次の各問に答えなさい。

- (1) 事業者（免税事業者を除く。）が国内において行った特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けた場合に留意すべき規定について述べなさい。ただし、相続、合併、分割により事業を承継した場合について触れる必要はない。
- (2) 課税売上割合が 95% 以上である課税期間（簡易課税制度の適用がない課税期間に限る。）及び簡易課税制度が適用される課税期間において行った特定課税仕入れにつき値引き又は割戻しを受けた場合に、(1) の規定の適用があるか否かについて、その理由を示して簡潔に述べなさい。

問 2

次の (1) 及び (2) の場合について、各事業者が提出すべき届出書及びその提出時期について、その理由を示して簡潔に述べなさい。

なお、課税売上高の金額は、特段の断りのない限り、国内における課税資産の譲渡等に係るもの（免税取引に係るものではなく、軽減税率が適用される取引に係るものは含まれていない。）であり、消費税及び地方消費税に相当する金額を含むものとし、いずれの場合も「消費税課税期間特例選択・変更届出書」（消費税法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで（課税期間）に規定する届出書をいう。）は提出されていないものとする。

また、問題文中の各種届出書は、それぞれ次のものをいうものとする。

- ① 「消費税課税事業者選択届出書」
消費税法第 9 条第 4 項（小規模事業者に係る納税義務の免除）に規定する届出書
- ② 「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書」
消費税法第 57 条第 2 項（小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出）に規定する届出書
- ③ 「消費税簡易課税制度選択届出書」
消費税法第 37 条第 1 項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する届出書

- (1) 相続により被相続人 B の事業を承継した相続人である個人事業者 A は、当課税期間の 5 月に新しい事業用設備を 957 万円(税込価格)で購入した。消費税の納税額等を試算したところ、この設備購入により還付額が発生したため、当課税期間(令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)に係る申告で、仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、相続があった日は令和 4 年 3 月 15 日であり、A は「消費税課税事業者選択届出書」を提出していないが、B は令和 3 年 10 月に「消費税課税事業者選択届出書」（この届出の適用開始課税期間は令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）を提出している。

また、A 及び B ともに事業を開始してから前課税期間までは課税事業者になったことはなく、前々課税期間(令和 2 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)における課税売上高は、A が 673 万円、B が 719 万円である。なお、A 及び B ともに令和 3 年分(令和 3 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)における課税売上高及び給与等の金額は、1,000 万円以下となっており、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。

第72回税理士試験【第一問】

【第一問】 — 50 点 —

問 1 次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関して、「特定課税仕入れ」の意義、「特定課税仕入れに係る対価の返還等」の意義及び「特定課税仕入れに係る支払対価の額」の意義を述べた上で、当該消費税額の控除に係る内容と要件を述べなさい。また、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除で、相続、合併又は分割があった場合の取扱いについて述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令に定める事項について触れる必要はない。
- (2) 消費税法上の「価格の表示」について、義務付けられる対象者、対象となる取引及び対象から除かれている取引に触れながらその内容を述べ、それを踏まえて次のイ～ニの価格が、当該「価格の表示」の対象となるかどうかを答えなさい。なお、解答に当たって、価格の具体的な表示例に触れる必要はない。
 - イ スーパーマーケットのチラシに表示する価格
 - ロ 卸売業者が小売店向けに作成した業務用商品カタログに表示する価格
 - ハ 見積書に表示する価格
 - ニ 口頭で伝える価格

問 2 日本国内に本店を有する株式会社 A（以下「A 社」という。）の次の(1)～(5)の取引に関する消費税法令上の適用関係について、その理由を示して簡潔に答えなさい。

- (1) A 社は、日本国内に本店を有する株式会社 B（以下「B 社」という。）のインドネシア共和国に所在する工場から商品を仕入れ、これを日本国内に持ち込まないで、直接マレーシアの発注者である外国法人 C に納品している。なお、この取引については、A 社の本店で仕入れ・売上げを計上しており、また、A 社と B 社との間の売買は、国内において、B 社の本店から託送中の商品に係る船荷証券の譲渡を受けて、商品代金を支払っている。
- (2) A 社が製造する部品 a の特許権は、アメリカ合衆国及びフランス共和国の二国のみで登録されている。A 社は、アメリカ合衆国の外国法人 D に対し、同国で登録された特許権を譲渡し、その対価を受受した。
- (3) A 社は、A 社の出資先である外国法人 E（以下「E 社」という。）の株式を国内に本店を有する株式会社 F に譲渡し、その対価を受受した。なお、E 社は株券を発行していないため A 社はその株券を有しておらず、また、E 社の株式については振替機関等が取り扱うものではない。
- (4) A 社は、シンガポール共和国の外国法人 G（以下「G 社」という。）に対して現地通貨で金銭を貸し付けている。A 社は、貸付金に係る利息を G 社から取受し、A 社の本店で受取利息として計上している。
- (5) A 社は、アメリカ合衆国に本店を有し書籍の販売業を営む外国法人 H（以下「H 社」という。）から、インターネットを介して事業者向けの専門誌(電子書籍)の配信を受け購入した。なお、H 社はこれまで、日本の税務に係る申請手続を行ったことはない。

TAC・上級演習第 4 回【第一問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税 22)

消上 № 2 ④ (上演 ④)

【第一問】 — 50 点 —

問 1 次の各問に答えなさい。

- (1) 消費税法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する課税資産の譲渡等の定義について述べなさい。
- (2) 消費税法第 7 条（輸出免税等）の規定について述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。
- (3) 資産の譲渡等に該当しない一定の資産の輸出について、仕入れに係る消費税額の控除の規定の適用上、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなす規定について述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。また、特定資産の譲渡等に係る部分について考慮する必要はない。

問 2 輸出品物販売場を営業者が非居住者に対し、消費税法施行令第 18 条第 1 項第 2 号に定める消耗品の譲渡を行った場合において適用が想定される免税の規定について述べなさい。なお、臨時販売場、書類等の保存等について触れる必要はない。

問 3 国内に本店を有する株式会社甲（国外に支店等を有していない。以下「甲社」という。）は、産業用機械の製造販売を営む法人であるが、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの課税期間において行った、次の(1)から(3)の取引に関する甲社における当課税期間の消費税の取扱いについて、その理由を示して簡潔に述べなさい。

- (1) 甲社は、機械装置の設計技術に関する特許権（日本とアメリカで登録されている。）を有しているが、この特許権を外国法人 A 社に対して 7,500,000 円で貸付けた。
- (2) 甲社は、提携企業である外国法人 B 社（国内に支店等を有していない。）からの依頼を受け、B 社製品の日本国内での需要に関する市場調査を 2,500,000 円の契約額で行った。
甲社はこの調査報告を、B 社の CEO が来日した際に、甲社本社において行っている。
- (3) 甲社は、上記(2)の外国法人 B 社の製品を購入し、国内の保税地域へ納入した後、引き取らずに他の外国法人 C 社（国内に支店等を有していない。）へ 3,500,000 円で販売した。

第72回税理士試験【第一問】

【第一問】 —50点—

問1 次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関して、「特定課税仕入れ」の意義、「特定課税仕入れに係る対価の返還等」の意義及び「特定課税仕入れに係る支払対価の額」の意義を述べた上で、当該消費税額の控除に係る内容と要件を述べなさい。また、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除で、相続、合併又は分割があった場合の取扱いについて述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令に定める事項について触れる必要はない。
- (2) 消費税法上の「価格の表示」について、義務付けられる対象者、対象となる取引及び対象から除かれている取引に触れながらその内容を述べ、それを踏まえて次のイ～ニの価格が、当該「価格の表示」の対象となるかどうかを答えなさい。なお、解答に当たって、価格の具体的な表示例に触れる必要はない。

イ スーパーマーケットのチラシに表示する価格

ロ 卸売業者が小売店向けに作成した業務用商品カタログに表示する価格

ハ 見積書に表示する価格

ニ 口頭で伝える価格

問2 日本国内に本店を有する株式会社A（以下「A社」という。）の次の(1)～(5)の取引に関する消費税法令上の適用関係について、その理由を示して簡潔に答えなさい。

- (1) A社は、日本国内に本店を有する株式会社B（以下「B社」という。）のインドネシア共和国に所在する工場から商品を仕入れ、これを日本国内に持ち込まないで、直接マレーシアの発注者である外国法人Cに納品している。なお、この取引については、A社の本店で仕入れ・売上げを計上しており、また、A社とB社との間の売買は、国内において、B社の本店から託送中の商品に係る船荷証券の譲渡を受けて、商品代金を支払っている。
- (2) A社が製造する部品aの特許権は、アメリカ合衆国及びフランス共和国の二国のみで登録されている。A社は、アメリカ合衆国の外国法人Dに対し、同国で登録された特許権を譲渡し、その対価を受受した。
- (3) A社は、A社の出資先である外国法人E（以下「E社」という。）の株式を国内に本店を有する株式会社Fに譲渡し、その対価を受受した。なお、E社は株券を発行していないためA社はその株券を有しておらず、また、E社の株式については振替機関等が取り扱うものではない。
- (4) A社は、シンガポール共和国の外国法人G（以下「G社」という。）に対して現地通貨で金銭を貸し付けている。A社は、貸付金に係る利息をG社から取受し、A社の本店で受取利息として計上している。
- (5) A社は、アメリカ合衆国に本店を有し書籍の販売業を営む外国法人H（以下「H社」という。）から、インターネットを介して事業者向けの専門誌(電子書籍)の配信を受け購入した。なお、H社はこれまで、日本の税務に係る申請手続を行ったことはない。

TAC・実力完成答練第1回【第一問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税22）

消実完答①

【第一問】 —50点—

問1 次の間に答えなさい。

- (1) 消費税法第4条第1項では「国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、この法律により、消費税を課する。」と規定されているが、当該規定にある「資産の譲渡等」について、その定義及び範囲について述べなさい。
- なお、同条第5項に規定する「資産の譲渡とみなす行為」についても触れること。

- (2) 消費税法に規定する課税標準について簡潔に述べなさい。
- なお、解答に当たって、消費税法施行令に規定する部分について触れる必要はない。

問2 次の(1)から(4)の各問について、選択欄から正解を選んで、その理由を述べなさい。

- (注)1 いずれも課税事業者である内国法人（以下「甲社」という。）が行った取引である。
- なお、甲社は国外に支店等を有していない。
- 2 法令の適用に関し、満たすべき要件がある場合には、その要件をすべて満たしているものとする。
- 3 各問について、国内で行われたかどうかについても述べること。
- なお、課税売上割合の計算等については解答を要しない。

- (1) 甲社は、外国法人の日本支店に対してインターネットを介して行う英会話教室のオンライン配信を行い、受講料を受け取りました。

当該オンライン配信に係る受講料について、消費税法令の適用はどのようになりますか。

《選択欄》

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）

- (2) 甲社は、自社が開発した最新AIデジタル技術に関するノウハウを外国法人（国内に支店等を有していない。）に貸付け、使用料を受け取りました。

当該ノウハウの貸付けに係る使用料について、消費税法令の適用はどのようになりますか。

《選択欄》

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）

- (3) 甲社は、フランスから輸入した商品を国内で販売しており、輸入商品の代金決済のためにフランスの銀行（国内に支店等を有していない。）に預金口座を開設し、外貨（ユーロ）預金を行っており、利息を受け取りました。

当該外貨預金から生ずる利息に係る取引について、消費税法令の適用はどのようになりますか。

《選択欄》

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）

第72回税理士試験【第一問】

〔第一問〕 ― 50 点 ―

問 1 次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関して、「特定課税仕入れ」の意義、「特定課税仕入れに係る対価の返還等」の意義及び「特定課税仕入れに係る支払対価の額」の意義を述べた上で、当該消費税額の控除に係る内容と要件を述べなさい。また、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除で、相続、合併又は分割があった場合の取扱いについて述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令に定める事項について触れる必要はない。
- (2) 消費税法上の「価格の表示」について、義務付けられる対象者、対象となる取引及び対象から除かれている取引に触れながらその内容を述べ、それを踏まえて次のイ～ニの価格が、当該「価格の表示」の対象となるかどうかを答えなさい。なお、解答に当たって、価格の具体的な表示例に触れる必要はない。
- イ スーパーマーケットのチラシに表示する価格
- ロ 卸売業者が小売店向けに作成した業務用商品カタログに表示する価格
- ハ 見積書に表示する価格
- ニ 口頭で伝える価格

問 2 日本国内に本店を有する株式会社 A (以下「A 社」という。) の次の(1)～(5)の取引に関する消費税法上の適用関係について、その理由を示して簡潔に答えなさい。

- (1) A 社は、日本国内に本店を有する株式会社 B (以下「B 社」という。) のインドネシア共和国に所在する工場から商品を仕入れ、これを日本国内に持ち込まないで、直接マレーシアの発注者である外国人 C に納品している。なお、この取引については、A 社の本店で仕入れ・売上げを計上しており、また、A 社と B 社との間の売買は、国内において、B 社の本店から託送中の商品に係る船荷証券の譲渡を受けて、商品代金を支払っている。
- (2) A 社が製造する部品 a の特許権は、アメリカ合衆国及びフランス共和国の二国のみで登録されている。A 社は、アメリカ合衆国の外国人 D に対し、同国で登録された特許権を譲渡し、その対価を取受した。
- (3) A 社は、A 社の出資先である外国人 E (以下「E 社」という。) の株式を国内に本店を有する株式会社 F に譲渡し、その対価を取受した。なお、E 社は株券を発行していないため A 社はその株券を有しておらず、また、E 社の株式については振替機関等が取り扱うものではない。
- (4) A 社は、シンガポール共和国の外国人 G (以下「G 社」という。) に対して現地通貨で金銭を貸し付けている。A 社は、貸付金に係る利息を G 社から取受し、A 社の本店で受取利息として計上している。
- (5) A 社は、アメリカ合衆国に本店を有し書籍の販売業を営む外国人 H (以下「H 社」という。) から、インターネットを介して事業者向けの専門誌(電子書籍)の配信を受け購入した。なお、H 社はこれまで、日本の税務に係る申請手続を行ったことはない。

TAC・実力完成答練第 1 回【第一問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税 22)

消実完答①

- (4) 甲社は、外国法人の株式（振替機関等が取り扱うものではない。）を内国法人に譲渡ししました。なお、外国法人は株券を発行していないため、甲社はその株券を保有していません。当該株式の譲渡に係る取引について、消費税法令の適用はどのようになりますか。

《選択欄》

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外（不課税取引）

第72回税理士試験【第二問】

【第二問】 — 50 点 —

問 1 株式会社甲(以下「甲社」という。)は、飲食店業を営む法人である。甲社の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

甲社の各課税期間の納税義務の判定及び当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)について、この【資料】に基づき、答案用紙の指示に従って「Ⅰ 各課税期間の納税義務の有無の判定」、「Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算」、「Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等」、「Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算」、「Ⅴ 中間納付税額の計算」及び「Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算」において、それぞれの計算過程(内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して答えなさい。

【計算に当たっての前提事項】

- (1) 甲社は、会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により処理(税込経理)している。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、次のとおりとする。
 - ・ 国内において行われたものとする。
 - ・ 他の者から受けた元年軽減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)附則第 34 条第 1 項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等をいう。)は無いものとする。
 - ・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
- (3) 本問において、特に断りのある場合を除き、「酒類」とは、酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する酒類をいい、「飲食料品」とは、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 2 条第 1 項に規定する食品(酒類を除く。)をいうものとする。
- (4) 納付税額又は還付税額の計算に当たって、消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が 2 以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。
- (5) 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されている。

なお、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第 43 条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用した仮決算による中間申告書の提出はしていない。
- (6) 甲社は、前課税期間については、個別対応方式(消費税法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する計算方法)により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。
- (7) 甲社は、設立以来「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第 9 条第 4 項に規定する届出書)及び「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書)を提出したことはない。
- (8) 当課税期間において、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われて

TAC・全国公開模試【第二問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税 22)

【第二問】 — 50 点 — 問 1

甲株式会社(以下「甲社」という。)は、インスタント食品等の販売業、飲食店業及び不動産賃貸業を営んでいる法人である。甲社の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

これに基づき、甲社の当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)を、その計算過程(内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して計算しなさい。

解答は、答案用紙の所定の箇所に記入し、個別に指示されている場合はその指示に従うこと。したがって、所定の箇所以外に記入されているものは、採点の対象としない。また、計算した数値が 0 となる場合は、0 と記入し、空白と区別しなさい。

【計算に当たっての前提事項】

1. 会計帳簿による経理は、全て消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により処理(税込経理)している。
2. 本問において、特に断りのある場合を除き、
 - ・ 取引等は、国内において行われたものとする。
 - ・ 他の者から受けた元年軽減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)附則第 34 条第 1 項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等をいう。 以下「軽減税率対象品目の仕入れ」という。)は無いものとする。
 - ・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
 - ・ 「酒類」とは、酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する酒類をいい、「飲食料品」とは、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 2 条第 1 項に規定する食品(酒類を除く。)をいうものとする。
3. 納付税額の計算に当たって、消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が 2 以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。
4. 当課税期間の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されている。

なお、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第 43 条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用した仮決算による中間申告書の提出はしていない。
5. 甲社は、前課税期間まで課税売上割合が 95 % 未満となる場合の課税期間又は課税売上高が 5 億円を超える課税期間については、個別対応方式(消費税法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する計算方法)により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。
6. 甲社は、これまで「消費税課税事業者届出書」(消費税法第 57 条第 1 項に規定する届出書)以外に消費税に関する届出書を提出したことはない。
7. 当課税期間において、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われており、消費税法第 30 条第 3 項第 2 号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。なお、課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに保税地域からの引取りに係る課税貨物に